

渋川市飲食店経営継続支援補助金

渋川市では、群馬県による営業時間短縮の要請に基づき、感染防止対策を徹底し、酒類の提供及びカラオケ設備の利用を自粛した市内飲食店で、営業時間が午後8時以前であるために、県が交付する協力金の対象とならない飲食店に対し、補助金を交付します

対象者	<ul style="list-style-type: none">●令和3年5月8日時点において市内で営業している事業所を置く飲食店を営む小規模事業者。●群馬県の感染症対策営業時間短縮要請及びまん延防止等重点措置適用に伴う群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金が支給されない事業者●原則として、法人にあつては法人税申告を、個人事業主にあつては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得を申告しているものであること●暴力団に関係するものではないこと●市税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。●群馬県の感染症対策営業時間短縮要請及びまん延防止等重点措置適用の全期間において、県からの要請内容に協力していること●通常の営業終了時間が午後8時以前であること
飲食店とは	客の注文に応じ調理をした飲食料品等をその場所で飲食させる店舗 ※飲食店と他業種を併設して営業している場合でも補助金の申請対象。 ただし、補助金の申請額は飲食店の売上高のみの金額となります。
小規模事業者とは	中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する、以下の要件を満たす事業者です。 【卸売業・小売業・サービス業(宿泊・飲食業等)の場合】 常時使用する従業員数が5人以下 【常時雇用する従業員とは】 下記の(ア)から(エ)に該当しない従業員のことです。 アルバイトやパートであっても、下記に該当しない場合は常時使用する従業員に含まれます。 (ア) 日日雇い入れられる者 (イ) 2か月以内の期間を定めて使用される者 (ウ) 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 (エ) 試の使用期間中の者
助成金の使途	人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用など、企業活動の維持又は継続に要する費用
補助金額及び算出方法	【令和2年6月1日以前から開業している場合】 前年又は前々年の5月及び6月の売上額の合計を61で割って求めた平均売上高の20%の44日間分(1,000円未満切り捨て) ●補助金額＝平均売上高×1×0.2×2×44×3 ※1 平均売上高＝(前年又は前々年の5月及び6月の合計売上)÷61日(小数点以下切捨て) ※2 補助率は平均売上高の20%です ※3 44日間は群馬県の時短要請合計日数です。 ※ 平均売上高が25万円を超える場合には、1日当たりの支援金額の上限は5万円となります。 注 裏面に特例の記載がありますので、必ず確認してください。

補助金額算出特例について	<p>【創業等の特例について】</p> <p>●令和2年6月2日から令和3年4月1日までの間に開業をした者の場合 →開業した日の翌月の売上高※1から令和3年4月までの売上高の総額を該当月数で割った金額※2を月平均売上高とし、月平均額を30で割って平均売上を算出します。 ※1: 1日に開業をした場合は、当該月を含む。 ※2: 月平均売上高は小数点以下切捨て 算出した平均売上高の20%に要請日数の44をかけて支給額を確定します</p> <p>●令和3年4月2日から同年5月7日までの間に開業をした場合 →開業した日の翌日の売上高から令和3年5月7日までの売上高の総額を該当日数で割った金額を、1日当たりの平均売上額とします。 ※平均売上高は小数点以下切捨て 算出した平均売上高の20%に要請日数の44をかけて支給額を確定します</p>
---------------------	---

提出書類	<p>【共通】</p> <p>●令和2年又は令和元年の5月及び6月の売上高を証する書類の写し。ただし、令和2年6月2日以降に開業した事業者については、開業日から令和3年5月7日までの売上高を証する書類の写し。 ※資料には記名と押印をお願いいたします。</p> <p>●飲食店営業又は喫茶店営業の許可(要請期間中有効なもの)の写し ●群馬県の要請に基づく感染防止対策及び自粛を実施したことが確認できる書類で、次の各号に掲げる写真等。 ア 店舗の外観全体(店舗名が確認できるもの)の写真。 イ 店舗の内観(店内の様子がわかり、適切な感染防止対策が確認できるもの)の写真。 ウ 要請期間の全期間で、酒類提供及びカラオケ設備の利用の自粛を実施したことがわかる資料等(自粛を周知する店頭ポスター又は張り紙の写真等)。 エ 要請期間以前からの営業日及び営業時間が確認できる資料 ●誓約書(様式第3号)(必ず申請者が自署してください。)</p> <p>【法人の場合】</p> <p>●渋川市飲食店経営継続支援補助金交付申請書兼請求書(法人用)(様式第1号) ●直前の事業年度の法人税申告書の写し</p> <p>【個人事業主の場合】</p> <p>●渋川市飲食店経営継続支援補助金交付申請書兼請求書(個人事業主用)(様式第2号) ●令和2年分の所得税申告書の写し又は住民税申告書の写し</p>
-------------	--

申請期間	令和3年6月21日から 令和3年9月30日まで
-------------	--------------------------------

申請方法	感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。
-------------	-----------------------------------

<p>【問合せ・申請先】 〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所 産業観光部 商工振興課 新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室 電話:0279-22-2596 FAX:0279-22-2132 E-mail: syoukou@city.shibukawa.gunma.jp</p>
--

提出書類の様式、記入例は、市ホームページに掲載しています
『渋川市 小規模事業者 補助金』で検索

